

○学校法人大東文化学園公益通報者の保護等に関する規程

平成21年 2 月 25 日

制定

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 学校法人大東文化学園（以下「本学園」という。）は、本学園における法令等違反行為の早期発見とその是正及びそれらの未然防止を図り、本学園の健全な経営と教育研究体制の維持発展に資するため、「学校法人大東文化学園公益通報者の保護等に関する規程」（以下「規程」という。）を制定する。

(目的)

第 2 条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、本学園における公益通報等の対応並びに公益通報者及び公益通報に係る調査に協力した者の保護等に関し必要な事項について定める。

(定義)

第 3 条 この規程において「公益通報」とは、本学園又は次の各号に掲げる者（以下「教職員等」という。）が、被公益通報者について通報対象事実が生じ、又は生じようとしている旨を、不正の利益を得る目的、本学園又は第三者に損害を与える目的その他の不正の目的でなく、第 7 条に規定する公益通報窓口に通報をすることをいう。

(1) 本学園の理事長、理事、監事及び評議員

(2) 当該通報の日前1年以内に本学園の理事長、理事、監事及び評議員であった者

(3) 本学園が設置する学校等に勤務する教育職員、事務職員、医療職員等で、本学園と雇用関係にある者

(4) 当該通報の日前1年以内に本学園が設置する学校等に勤務する教育職員、事務職員、医療職員等で、本学園と雇用関係にあった者

(5) 本学園と派遣契約その他の労務供給契約を締結する法人、その契約に基づき本学園の業務に従事する者又は当該通報の日前1年以内に従事していた者

(6) 本学園の取引先（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」第 2 条に規定される特定受託事業者を含む。以下同じ。）、その取引先に雇用される者又は当該通報の日前1年以内に雇用されていた者

(7) 本学園が設置する学校等において研究指導、教育、保育を受け又はその講座

等を受講するすべての者及びそれらの保護者

(8) 当該通報の日前1年以内に本学園が設置する学校等において研究指導、教育、保育を受け、又はその講座等を受講していたすべての者及びそれらの保護者

2 この規程において「通報対象事実」とは、法令、寄附行為、学園諸規則、学園各部署内規若しくは学園各部署申合せ又はその他これに類する諸規則に違反する行為(以下「法令等違反」という。)をいう。

3 この規程において「公益通報者等」とは、公益通報を行った教職員等(以下「公益通報者」という。)及び公益通報に係る調査等に協力した者(被公益通報者を除く。)をいう。

4 この規程において「被公益通報者」とは、公益通報において、通報対象事実に関与し、公益通報者から通報された者をいう。

第2章 公益通報者等の保護

(不利益取扱いの禁止等)

第4条 本学園は、教職員等について、公益通報を行ったこと又は公益通報に係る調査等に協力したことを理由として、解任、解職、契約の解除その他法に定める不利益な取扱いをしてはならない。

2 関係部局の長は、公益通報を行ったこと又は公益通報に係る調査等に協力したことを理由として公益通報者等の職場環境が悪化することがないように適切な措置をとらなければならない。

第3章 統括責任者及び公益通報対応委員会

(統括責任者)

第5条 公益通報に係る業務を統括するため、統括責任者を置く。

2 統括責任者は、常務理事(法務担当)をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、公益通報者又は被公益通報者が統括責任者である場合には、理事長がその公益通報について臨時の統括責任者を任命する。

(公益通報対応委員会の設置)

第6条 本学園は、公益通報に関する調査及び審議、通報対象事実が明らかになった場合の是正及び再発防止のために必要な措置等を講ずるため、公益通報対応委員会(以下「対応委員会」という。)を設置する。

2 対応委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 本学園の専任職員のうちから理事長が指名する者 6名

- (2) 専門的知見を有する者(学外者を含む。)のうちから学長が指名する者 4名
- 3 対応委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員長は、委員のうちから互選により選任し、副委員長は、委員長が指名する。
 - 4 委員長は、対応委員会を代表し、対応委員会の会議(以下「会議」という。)を招集して、その議長を務める。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 6 委員長は、対応委員会の委員が公益通報者若しくは被公益通報者であるとき又は通報対象事実に関与していると思料されるときには、当該委員を会議へ出席させない措置を講じなければならない。なお、委員長及び副委員長が被公益通報者となる等、両者が欠けることとなった場合には、委員長及び副委員長を除く対応委員会の委員の互選により臨時の議長を定め、臨時の議長がその公益通報に関し会議の議事を進行する。
 - 7 会議は、公益通報者若しくは被公益通報者又は通報対象事実に関与していると思料される委員を除く委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。
 - 8 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。
 - 9 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 10 補充により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 公益通報等

(公益通報の窓口)

第7条 本学園は、公益通報に対応するため、総務部総務課及び東松山庶務課並びに外部機関(本学園外の法律事務所等とする。)に窓口を置く。

- 2 公益通報窓口の責任者は、総務部総務課長とする。

(公益通報の受付)

第8条 公益通報は、原則として、公益通報日前3年以内に生じた通報対象事実について、口頭、電話、通報メール(大東文化大学ホームページの電子機能に設けられた通報のための専用のメールボックスに送信されるメールをいう。以下同じ)、ファクシミリ又は書面(電磁的方法を含む。以下同じ)により行うものとする。ただし、公益通報日前3年より前に生じた事実の通報であっても、第1条の趣旨に照らし調査の必要性が高く、かつ、調査が可能と対応委員会が判断した場合には、公益通報として受

理することができる。

2 公益通報者は、通報対象事実が存在することを推知しうるに足る程度の資料を添付しなければならない。

3 公益通報窓口責任者は、公益通報者の氏名、所属及び連絡先を確認し、公益通報者に対し、事情聴取及び調査への協力を求める場合があることを伝えなければならない。

4 東松山庶務課及び外部窓口で公益通報を受付けた場合であっても、公益通報窓口責任者が、速やかに公益通報内容を委員長に書面によって報告しなければならない。

(公益通報者の探索禁止)

第9条 本学園の役員及び職員は、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査等が実施できない等のやむを得ない場合を除いて、公益通報者の探索を行ってはならない。

(匿名通報の取扱い)

第10条 公益通報窓口において匿名による公益通報を受けた場合は、悪意による虚偽の公益通報を防止するため、公益通報者に対し、第8条第3項に掲げる事項を確認しなければならない。これらの事項を確認できない公益通報は、原則としてこれを受け付けない。

2 前項の規定にかかわらず、通報対象事実が真に存在することを推知しうるに足る程度の資料の添付がある場合又は匿名で公益通報を行うことに相当の事由があると委員長が認めた場合は、この限りでない。

(悪意による公益通報等の禁止)

第11条 教職員等は、公益通報窓口への通報は誠意をもって行うものとし、次の各号に掲げる通報を行ってはならない。

(1) 虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報又は個人の利益を目的とする通報

(2) 個人の私生活を乱す又はプライバシーを著しく侵害することを目的とする通報

(3) 他人の業務等に支障を及ぼすことを目的とする通報

2 公益通報者は通報を行なうこと又はその方法若しくは内容により他人の利益を害することのないよう努めなければならない。

(他の違反行為に関する公益通報)

第12条 別表に掲げる行為等に関する通報については、同表に掲げる機関による対応

を優先するものとし、当該通報を管轄する機関に回付する。

(不開始の決定—資料の欠如)

第12条の2 委員長は、通報対象事実を示す資料に不備、不足等が存在する場合は、公益通報者に対し、資料の提出又は事情聴取を求めることができる。

2 前項の場合において、公益通報者が資料の提出又は事情聴取を求められた日から7日以内にこれに応じない場合には、委員長はこの規程に定める手続を開始しない旨を決定することができる。

3 委員長が前項の決定をした場合には、委員長は、公益通報窓口責任者を通じて、その旨を当該公益通報者に通知するものとする。

(不開始の決定—一事不再理)

第12条の3 委員長は、この規程に基づく調査がこの規程によって確定又は他機関による調査が終了した事項に関する通報については、この規程に定める手続を開始しない旨を決定することができる。この場合、委員長は、公益通報窓口責任者を通じて、その旨を当該公益通報者に通知するものとする。

(不開始の決定—通報対象事実の不存在)

第12条の4 委員長は、公益通報者が提出した資料から、通報対象事実が不存在であることが明白である場合、この規程に定める手続を開始しない旨を決定することができる。この場合、委員長は、公益通報窓口責任者を通じて、その旨を当該公益通報者に通知するものとする。

(不開始の決定—その他の理由)

第12条の5 委員長は、公益通報者からなされた通報が次のいずれかに該当する場合、この規程に定める手続を開始しない旨を決定することができる。

(1) 苦情、要望、意見又は相談に該当するとき。

(2) 本学園の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為についての通報ではないとき。

(3) 同一の公益通報者からの同趣旨の通報であるとき。

(4) 訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁その他の手続によって解決又は処理を図ることが適当と認められるとき。

2 委員長が前項の決定をした場合には、委員長は、公益通報窓口責任者を通じて、その旨を当該公益通報者に通知するものとする。

第5章 公益通報等の調査

(調査委員会の設置)

第13条 委員長は、第8条第4項の規定により公益通報の報告を受け、手続不開始の決定をしなかったときは、ただちに会議を招集し、対応委員会において、当該公益通報を受理するか否かを決定し、その結果を統括責任者に報告するとともに、速やかに当該公益通報者に通知するものとする。

2 前項において、対応委員会が受理しない決定を行った場合には、委員長は受理しなかった理由を付して、口頭又は書面で、直接又は外部機関を通じて、公益通報者に通知しなければならない。

3 委員長は、前項の規定により当該公益通報を受理した場合は、当該通報対象事実に関する調査を行うため、速やかに調査委員会を設置する。

4 前項の規定による調査委員会は、委員長が少なくとも対応委員会の委員1名を含む3名を指名して組織し、調査委員会の主査は、委員長が指名する。ただし、委員長は、公益通報者又は被公益通報者である委員については、調査委員会の委員に指名することはできない。

5 調査委員会の主査は、調査委員会の設置後、遅滞なく当該公益通報に関する調査を開始しなければならない。

6 委員長は、公益通報者に対し遅滞なく調査開始の通知をしなければならない。

7 前項の通知は、第1項における受理の決定の通知とあわせて行うことができる。

(調査の実施)

第14条 調査委員会は、関係資料等の収集及び公益通報者、被公益通報者その他関係者から事情聴取等を行い、被公益通報者に係る法令等違反の有無について、調査開始日から原則として60日以内に対応委員会への報告を行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、調査委員会が60日を超えて調査する必要があると認めるときは、調査委員会は対応委員会に調査の必要性を示した上で60日を超える日を報告日と定めることができる。ただし、特段の事情がない限り、報告日は調査開始日から100日以内とする。

3 調査委員会は、調査の実施にあたっては、通報対象事実に係る機関及びその関係者に対して、関係資料等の提出など、必要な協力を求めることができる。この場合において調査委員会は、通報対象事実に係る機関及びその関係者の教育研究活動及び管理・運営に係る業務に支障が生じることのないよう十分な配慮をしなければならない。

4 調査委員会は、この規程に基づき調査を行う場合には、調査目的、調査事項を明ら

かにした上で、被公益通報者に意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、被公益通報者が拒否した場合は、この限りでない。この意見陳述は、口頭又は書面により行うものとする。

- 5 調査委員会は、公益通報者等及び被公益通報者の名誉、プライバシー等を侵害することのないよう十分な配慮をしなければならない。

(遵守事項)

第15条 公益通報の対応にあたるすべての者は、その職務の遂行にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者、被公益通報者及び第三者の権利並びに正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 通報対象事実に係る機関及びその関係者の業務の遂行に重大な支障を与えないよう配慮すること。
- (3) 公平公正の理念に基づき、事実に基づいた調査報告をすること。
- (4) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他人に漏えいしないこと。

(通報に係る調査結果の通知)

第16条 対応委員会は、第14条の規定による調査結果を審議した上で、その結果を遅滞なく統括責任者に報告するとともに、公益通報者及び被公益通報者に通知するものとする。この場合、当該通報の内容に関し、違法若しくは違法性の高い行為があると認めた理由又はそれらの行為がないと認めた理由を明らかにして口頭又は書面により行うものとする。

- 2 対応委員会は、必要があると判断した場合には、調査結果の全部又は一部について、公益通報者及び被公益通報者以外の関係者に通知することができる。

(法令等違反の報告)

第17条 対応委員会は、調査の結果、法令等違反の事実があったと認めたとき、委員長を通じて関係部局の長に対して、その旨を通知するとともに、理事長又は学長に対して、報告しなければならない。また、法令等違反の事実がなくても必要があると判断したときは、関係部局の長に対して通知するとともに、理事長又は学長に対して、報告することができる。

(監督官庁等への報告)

第18条 法令等違反行為が判明した時は、理事長は必要に応じて監督官庁等に対し、当該調査結果の報告を行うものとする。

(虚偽の公益通報等に対する措置)

第19条 対応委員会は、調査の結果、当該公益通報が悪意による虚偽の公益通報であると判断したときは、そのことについて当該公益通報者及びその公益通報者が所属する当該部局の長（又は関係部局の長）並びに統括責任者に通知するとともに、統括責任者は、当該公益通報者に対して必要な措置を講ずるものとする。

(不服申立て)

第20条 公益通報者及び被公益通報者は、対応委員会が認定した調査結果について不服がある場合には、第16条の規定による通知を発送した日から21日以内に、対応委員会の委員長に対して、不服申立てをすることができる。

2 不服申立人は、第16条の規定による通知を発送した日から30日以内に申立趣意書に対応委員会の委員長に提出しなければならない。申立趣意書には、調査結果に誤りがあることを証明する資料を添付しなければならない。

3 委員長は、前項の規定による不服申立てがあったときは、統括責任者に報告するとともに、当該不服申立ての内容を精査したうえで、必要に応じて、再調査委員会を設置して再調査を命ずることができる。

4 委員長は、再調査実施に関する決定を統括責任者に報告するとともに、速やかに不服申立人に通知するものとする。

5 前項において、委員長が再調査を実施しない決定を行った場合には、委員長は再調査を実施しなかった理由を付して、口頭又は書面で、直接又は外部機関を通じて、不服申立人に通知しなければならない。

6 第3項の規定による再調査委員会は、調査委員会とは異なる者で構成し、委員長が少なくとも対応委員会の委員1名を含む3名を指名して組織し、再調査委員会の主査は、委員長が指名する。ただし、委員長は、公益通報者又は被公益通報者である委員については、再調査委員会の委員に指名することはできない。

7 再調査委員会の主査は、再調査委員会の設置後、遅滞なく当該公益通報に関する再調査を開始しなければならない。

8 委員長は、不服申立人に対し遅滞なく再調査開始の通知をしなければならない。なお、本通知は第4項における再調査実施の決定通知とあわせて行うことができる。

9 第14条から第18条までの規定は、第3項の規定による再調査についてこれを準用する。

(調査結果の確定)

第20条の2 この規程による調査は、前条に定める不服申立ての申立期間を徒過することによって確定する。

第6章 是正措置等

(是正措置等)

第21条 対応委員会は、調査の結果、法令等違反の事実があると認めたときは、速やかにその是正及び再発防止策を統括責任者に提案し、統括責任者は必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

2 統括責任者は、前項に規定する是正措置等を実施するにあたっては、必要に応じて関係部局の長に、当該是正措置等を実施するよう勧告することができる。

3 関係部局の長は、前項の規定により勧告を受けたときは、これに誠実に対応しなければならない。

4 第2項の規定による勧告を受けた関係部局の長は、当該勧告に係る是正措置等の実施状況について、統括責任者に対し遅滞なく報告しなければならない。

5 対応委員会は、調査の結果、法令等違反の事実があると認定できない場合であっても、第1条の趣旨に照らして、改善の必要があると認めたときは、被公益通報者、その関係者、関係部局の長、統括責任者、又は理事長に対して、口頭又は書面により意見を述べることができる。

(コンプライアンス推進会議への報告)

第22条 統括責任者は、調査の結果、前条第1項の規定により統括責任者が講じ若しくは同条第2項の規定により勧告した是正措置等の内容又は同条第4項の規定により関係部局の長が統括責任者に報告した内容をコンプライアンス推進会議（以下「推進会議」という。）に報告するものとする。

(事後確認)

第23条 統括責任者は、前条の推進会議への報告の後、是正措置等の機能及び公益通報者の不利益的扱いの有無を確認しなければならない。

2 前項の確認により公益通報者への不利益な取扱いの事実が判明した場合は、統括責任者は、適切な救済及び回復の措置を講じ、又は事務本部の各部等若しくは当該公益通報等の対象部局の長に対し適切な救済及び回復の措置を命じるものとする。

(運用実態の公表)

第24条 統括責任者は、公益通報に関する通報件数及び対応の概要等の運用実績を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障

がない範囲において、教職員等を開示しなければならない。

(調査手続前置主義)

第25条 公益通報等に係る法令等違反を理由とする懲戒処分（学校法人大東文化学園職員懲戒規程による懲戒処分をいい、同規程第60条に定める就業の差止めは含まない。）及びそのための手続きは、同一の事実関係について法令等違反を理由とする公益通報窓口への通報があり対応委員会における手続きが開始されている場合で、同委員会における調査及び調査手続きが終了した旨の同委員会からの理事長又は学長宛の通知が到達していないときには、いずれもこれを行うことができない。ただし、前記手続きの開始について異議がない旨の同委員会からの理事長又は学長宛の通知が到達しているときは、この限りでない。

(法務・コンプライアンス担当への相談)

第26条 調査委員会は、調査方法等について、総務部総務課の法務・コンプライアンス担当に相談することができる。

2 調査委員会は、調査方法等について、法務・コンプライアンス担当を通じて、本学園の顧問弁護士等の有識者に相談することができる。

第7章 雑則

(担当者等の義務)

第27条 第5条に規定する統括責任者、第6条第2項に規定する公益通報対応委員会委員、第7条第1項に規定する公益通報窓口を担当する者、第13条第4項に規定する公益通報調査会委員、第20条第6項に規定する公益通報再調査委員会委員及び第21条の是正措置等に関わる者(以下これらをこの条において「担当者等」という。)は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。担当者等でなくなった後も、同様とする。

(損害賠償の制限)

第28条 本学園は公益通報を受けたことにより損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して、賠償を請求することはできない。

(所管部署)

第29条 この規程に定める公益通報者等の保護に関する事務は、総務部総務課が所管する。

(実施細則)

第30条 この規程の施行について必要な細則は、対応委員会の提案に基づき、常務審

議会の議を経て、理事長がこれを定める。

(規程の改正)

第31条 この規程の改正は、対応委員会の議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月29日)

改正後の第8条、第11条第1項及び第3項の規定は、平成22年9月29日から施行する。

附 則(平成24年4月25日)

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則(平成25年11月27日)

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則(平成31年2月27日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月25日)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和5年9月27日)

この規程は、令和5年9月27日から施行する。

附 則(令和5年9月27日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月19日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

	ハラスメント行為	個人情報の苦情、 漏えい行為等	研究活動の不正行 為	その他の違法行為 等
対応機関 (委員会)	ハラスメント問題 調整等委員会	個人情報保護委員 会 個人情報保護審査 会	研究倫理委員会 不正行為調査委員 会	公益通報対応委員 会
幹事部署	人事課	総務課	研究推進室	総務課